

特別区民税・都民税証明書交付および軽自動車税課税事務等委託に係るプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「特別区民税・都民税証明書交付および軽自動車税課税事務等委託」（以下「本委託」という。）についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

2-1 本委託

- (1) 件名 特別区民税・都民税証明書交付および軽自動車税課税事務等委託
- (2) 履行期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日
ただし、成績評価を行った結果、良好であると評価された場合、最高3年（更新2回）の随意契約を行うことがある。
- (3) 履行場所 練馬区区民部税務課（練馬区豊玉北6丁目12番1号）
- (4) 業務内容 特別区民税・都民税証明書交付および軽自動車税課税事務等委託仕様書（別紙1）のとおり
- (5) 概算経費（税込） 56,500,000円
 - ※ 概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。
 - ※ 予算編成前の公募のため、実際の予定価格が変更になることがある。
 - ※ 本業務委託は、令和3年第一回練馬区議会定例会において、令和3年度予算が成立したときに効力を生じるものである。

2-2 準備委託

- (1) 件名 特別区民税・都民税証明書交付および軽自動車税課税事務等準備委託
- (2) 履行期間 令和3年2月1日から令和3年3月31日
- (3) 履行場所 練馬区区民部税務課（練馬区豊玉北6丁目12番1号）
- (4) 業務内容 特別区民税・都民税証明書交付および軽自動車税課税事務等準備委託仕様書（別紙2）のとおり
- (5) 概算経費（税込） 5,500,000円
 - ※ 概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。
 - ※ 現委託事業者以外の事業者が委託事業者に選定された場合には、当該委託業務を円滑に実施するため、別途、「特別区民税・都民税証明書交付および軽自動車税課税事務等準備委託」（以下「準備委託」という。）を行うこととする。本委託と準備委託は、別契約とするが、プロポーザルは、両委託を一括して実施する。

2-3 業務量等

業務量等は概ね各委託業務の業務量（別紙3）のとおりである。

なお、各委託業務の業務量（別紙3）は令和元年度の実績を基に（実績数値そのものではない。）作成したものである。来庁者数や申告書の送付枚数等の業務量については変動が予想されるので、提案書類は、その点に留意し作成すること。

3 参加資格および欠格条項

3-1 参加資格

次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 提案書提出時において練馬区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 他自治体で次の(a)および(b)の業務の受託実績があること。
 - (a) 窓口での申請書類の審査受付事務および承認書等の交付事務
 - (b) 税に関する電話対応事務
- (3) (2)の契約はその履行期間が1年以上であることとする。また、同一の自治体から全ての事務を一括して受託されている必要はないものとする。
- (4) 令和2年10月30日現在、プライバシーマーク使用許諾証またはI SMS認証を取得していること。
- (5) 個人情報等についての管理体制があり、情報漏えい等の事故発生時の対応および補償ができること。

3-2 欠格条項

次のいずれかの事項に該当する場合は本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」(昭和61年4月1日練総経発第394号)による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」(平成22年8月2日22練総経第335号)による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人の場合は、法人事業税(地方法人特別税を含む)、法人税、消費税及び地方消費税を、個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。)にある者。

4 選定方法

4-1 日程(予定)

- | | |
|-----------------------|-----------------------------|
| (1) 募集要領等の公表 | 令和2年10月30日(金) |
| (2) 参加申込書の提出期間 | 令和2年10月30日(金)～令和2年11月16日(月) |
| (3) 提出書類Aの提出期間 | 令和2年10月30日(金)～令和2年11月16日(月) |
| (4) 質問受付期間 | 令和2年10月30日(金)～令和2年11月16日(月) |
| (5) 質問回答期間 | 令和2年11月17日(火)～令和2年11月24日(火) |
| (6) 参加辞退届の提出期間 | 令和2年10月30日(金)～令和2年11月30日(月) |
| (7) 提出書類Bの提出期間 | 令和2年10月30日(金)～令和2年11月30日(月) |
| (8) 一次審査 | 令和2年12月4日(金) 予定 |
| (9) 一次審査結果通知 | 令和2年12月上旬 予定 |
| (10) 二次審査(プレゼンテーション等) | 令和2年12月14日(月) 予定 |
| (11) 二次審査結果通知 | 令和3年1月中 予定 |

4-2 審査方法

参加資格をみたく事業者について、選定基準(別紙4)に基づき選定委員会による審査(提出書類とプレゼンテーションおよびヒアリングによる。)を実施する。

4-3 応募方法

参加希望者は、次のとおり、参加申込書（様式1）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和2年11月16日（月） 午後5時
- (2) 提出方法 提出場所へ持参すること（郵送は不可とする。）
- (3) 提出場所 練馬区役所本庁舎4階 区民部税務課 区税事務係

※ 提案書等の提出については、4-5を参照のうえ、期限までに提出すること。

※ 参加申込書提出後に辞退する場合は、令和2年11月30日（月）午後5時までに参加辞退届（様式2）を上記提出場所へ提出すること。

※ 参加申込書および参加辞退届の差し替えおよび再提出は認めない。

4-4 質問

質問がある場合は、質問票（様式自由）に内容を簡潔に記入の上、次のとおり行うこと。

- (1) 質問期間 令和2年10月30日（金）～令和2年11月16日（月）午後5時（必着）

※ 期限を過ぎた質問は受け付けない。

- (2) 質問方法 電子メール アドレス ZEIMUKA04@city.nerima.tokyo.jp

※ メール件名の冒頭に【プロポーザル】の文言を入れること。

- (3) 担当部署 練馬区区民部税務課 区税事務係

（担当）渡邊、粕谷

- (4) 回答方法 令和2年11月24日（火）までに、全参加希望者に質問者名を伏せた上、電子メールで回答する。

※ 様式の記載方法等の簡易な事務処理に関する質問には都度回答する。

4-5 提案書等の提出

参加申込書を提出した事業者は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出物および部数、書類番号 提出書類一覧（別紙5）のとおり

- (2) 提出方法 提出場所に持参すること（郵送は不可とする）。

- (3) 提出場所 練馬区役所本庁舎4階 区民部税務課 区税事務係

- (4) 提出期限について

提出書類A（別紙5を参照） 令和2年11月16日（月） 午後5時まで

提出書類B（別紙5を参照） 令和2年11月30日（月） 午後5時まで

※ 受付期間後の提案書等の差し替えおよび再提出は認めない。

4-6 一次審査

令和2年12月4日（金）を予定している。提案書等による一次審査を行い、合計点の高い順に4社程度を一次審査通過とする。一次審査の結果は、令和2年12月上旬に一次審査の参加事業者へ書面により通知を予定している。

4-7 二次審査

二次審査は令和2年12月14日（月）を予定している。プレゼンテーション、ヒアリング等による審査を行う。詳細は、参加事業者へ個別に通知する。二次審査の結果は、令和3年1月中に二次審査の参加事業者へ書面により通知する。

5 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のもの新たに受託候補者として選定することができる。

6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準（別紙6）に基づき取扱うものとする。

7 その他

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 当該本委託または当該準備委託あるいは当該本委託および当該準備委託にかかる予算が成立しない場合、区は予算の成立しなかった契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

8 問合せ先・担当

練馬区区民部税務課 区税事務係 渡邊、粕谷、中田

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎4階

電話 03-5984-1694

FAX 03-5984-1223